第九条の二第二号に規定する場合	日本私立学校振興・共済事業団
第九条の二第三号に規定する場合	第三号被保険者の配偶者である第二号被保険者が使用される国家公務員共済組合法第百二十四条の二第一項に規定する公庫等
第九条の二第四号に規定する場合	第三号被保険者の配偶者である第二号被保険者が使用される地方公務員等共済組合法第百四十条第一項に規定する公庫等
第九条の二第五号に規定する場合	第三号被保険者の配偶者である第二号被保険者が使用される地方公務員等共済組合法第百四十四条の三第一項各号に掲げる団体
第九条の二第六号に規定する場合	第三号被保険者の配偶者である第二号被保険者が使用される国と民間企業との間の人事交流に関する法律第七条第四項に規定する派遣先企業
第九条の二第七号に規定する場合	第三号被保険者の配偶者である第二号被保険者が使用される公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第三項に規定する派遣先団体（私学教職員共済制度の加入者を使用する学校法人（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令（平成十二年政令第五百二十三号）第八号に規定する学校法人をいう。）である場合にあつては、日本私立学校振興・共済事業団）又は同法第十条第一項に規定する特定法人

第十三条第四項を削り、同条第五項中「中欄」を「下欄」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「中欄」を「下欄」に、「社会保険事務所等」を「厚生労働大臣」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同項を同条第七項とする。

第十四条中「社会保険事務所長等」を「厚生労働大臣」に改め、同条に次の一項を加える。

4　厚生労働大臣は、職権により法第七条第一項の規定による被保険者の資格を取得したことを確認したときは、当該被保険者について国民年金手帳を作成し、その者にこれを交付することができる。

第十四条の二中「社会保険事務所長等」を「厚生労働大臣」に改める。

第十五条の二第一項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第十六条第一項中「社会保険庁長官」を「機構」に改め、同条第二項第一号中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第十六条の二第一項及び第三項中「社会保険庁長官」を「機構」に改め、同条第四項第一号中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第十六条の三第一項中「社会保険庁長官」を「機構」に改める。

第十六条の四第一項中「社会保険庁長官」を「機構」に改め、同条第二項第三号中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第十六条の五第一項及び第十六条の六第一項中「社会保険庁長官」を「機構」に改める。

第十六条の七を削る。

第十七条第一項中「社会保険庁長官」を「機構」に改め、同条第二項第一号中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第十七条の二第一項中「社会保険庁長官」を「機構」に改める。

第十七条の二の二第一項中「社会保険庁長官」を「機構」に改め、同条第二項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第十七条の二の三第一項、第十七条の三第一項及び第十七条の四から第十七条の六までの規定中「社会保険庁長官」を「機構」に改める。

第十七条の七第一項中「社会保険庁長官」を「機構」に改め、同条第二項第一号中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第十七条の八第一項中「社会保険庁長官」を「機構」に改め、同条第二項第一号中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第十七条の九第一項中「社会保険庁長官」を「機構」に改め、同条第二項第一号中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第十七条の十第一項中「社会保険庁長官」を「機構」に改める。

第十八条の見出し中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同条第一項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、「（平成九年法律第百二十三号）」を削り、同条第二項及び第三項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同条第四項中「、社会保険庁長官」を「、厚生労働大臣」に、「社会保険庁長官に」を「機構に」に改める。

第十八条の二第一項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同条第二項中「社会保険庁長官」を「機構」に改める。

第十九条第一項中「社会保険庁長官」を「機構」に改め、同条第二項第二号中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第二十条第一項及び第二十一条第一項中「社会保険庁長官」を「機構」に改める。

第二十二条第一項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同条第二項及び第三項中「社会保険庁長官」を「機構」に改める。

第二十四条及び第二十五条中「社会保険庁長官」を「機構」に改める。

第二十七条第一項及び第四項中「第三条」を「第二条」に改める。

第三十一条第一項中「社会保険庁長官」を「機構」に改め、同条第二項第一号中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第三十一条の二を削る。

第三十二条第一項中「社会保険庁長官」を「機構」に改め、同条第二項第一号、第五号及び第九号中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第三十二条の二第一項中「社会保険庁長官」を「機構」に改める。

第三十二条の三第一項中「社会保険庁長官」を「機構」に改め、同条第二項第一号、第二号及び第六号中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第三十三条第一項中「社会保険庁長官」を「機構」に改め、同条第二項第五号中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第三十三条の二第一項中「社会保険庁長官」を「機構」に改め、同条第二項第七号中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第三十三条の三第一項、第三十三条の四第一項、第三十三条の五第一項、第三十三条の六、第三十三条の七第一項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項及び第三十四条の三第一項中「社会保険庁長官」を「機構」に改める。

第三十五条第一項中「社会保険庁長官」を「機構」に改め、同条第二項第一号、第二号及び第七号中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第三十五条の二第一項中「社会保険庁長官」を「機構」に改め、同条第二項第一号及び第八号中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第三十六条の見出し及び同条第一項から第三項までの規定中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同条第四項中「社会保険庁長官」を「機構」に改める。

第三十六条の二第一項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同条第二項中「社会保険庁長官」を「機構」に改める。